

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社桧尾設備	代表者氏名	桧尾 雄一
主たる営業所の所在地	美作市安蘇790-2		
許可番号	岡山県知事 般-3 第19392号	許可を受けている建設業の種類	土、と、電、管、しゅ、 水、消

2 処分に関する事項

処分年月日	令和4年7月12日	処分を行った者	岡山県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項（同条第1項第3号該当）		
処分の内容			
建設業法第28条第3項の規定による営業の停止			
1 停止を命ずる営業の範囲			
建設業の営業の全部			
2 期間			
令和4年7月26日から同月28日までの3日間			
処分の原因となった事実	廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反		
<p>有限会社桧尾設備は、同社の業務に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条の2（焼却禁止）の規定に違反し、令和4年3月22日に津山簡易裁判所から同社は罰金70万円、同社の代表取締役は罰金40万円の略式命令を受け、その刑が確定している。</p> <p>このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。</p>			
その他参考となる事項	同社の役員に対して、同期間営業の禁止を命じている。		